

平 2 9 滝 営 事 審 第 1 号
平成 2 9 年 1 2 月 日

滝川市長 前 田 康 吉 様

滝川市営事業等調査審議会
会 長 佐 野 博 之

答 申 書 (案)

平成 29 年 7 月 26 日付け滝都市第 64 号により諮問のありました下水道使用料の使用料体系の見直しにつきまして、滝川市営事業等調査審議会条例（平成 13 年滝川市条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、当審議会として別紙のとおり答申します。

下水道使用料の使用料体系の見直しについて

はじめに

下水道は、市街地における雨水と汚水を排除、処理するための施設であり、滝川市においても昭和 51 年に単独公共下水道として供用を開始して以降、都市環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で、必要不可欠な基幹的都市施設としてその役割を果たしてきたところである。この下水道を今後もいかに安定的、永続的に維持していくかは、我々市民にとっての重要な課題の一つであるといえる。

ところで、滝川市の下水道事業の根幹を支える下水道使用料については、平成 2 年 4 月に最後の改定を行って以降、既に四半世紀以上が経過しており、例えば、この間の少子高齢化や核家族化のさらなる進展等といった社会的変化は、下水道事業を取り巻く環境にも少なからず影響をもたらしてきているという状況があり、これにいかに対応していくべきかという観点から、この度、滝川市長から下水道使用料の使用料体系の見直しに関する諮問を受けたところである。

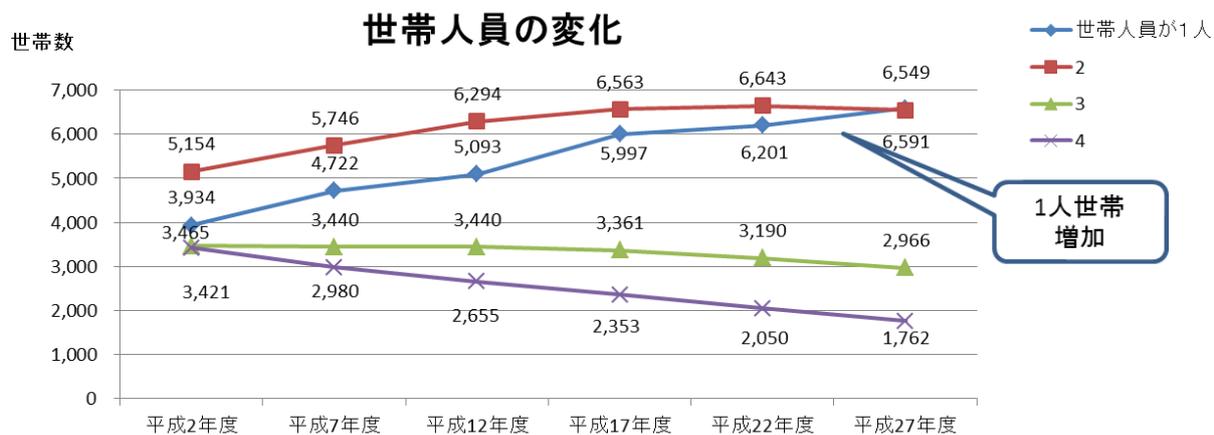
当審議会としては、本諮問を受けて審議を重ね、次のとおり結論を得たのでここに答申する。

1 使用料体系見直しの可否について

前述のとおり、滝川市においては、下水道使用料について平成 2 年 4 月の改定を最後に、それ以降現在に至るまでこれを維持してきており、その間に生じた様々な社会的変化とともに下水道事業ひいては下水道需要を取り巻く環境にも変化が生じてきたことから、負担者間のバランス是正及び個別の使用実態等の適正な反映について改めて検討の必要が生じたとして、今回の使用料体系の見直しについて諮問がなされたところである。

具体的には、家事用については、少子高齢化や核家族化による世帯の小規模・分散化など世帯そのものの変化に加え、環境問題等への認知が浸透しつつあるなかでの節水意識の高まりや洗濯機や水洗トイレなど家庭用汎用機器・設備等における節水性能の向上及びそれらの性能を具備した機器・設備等の普及が進んだこと等によって水需要の細分化及び縮小が進み（[グラフ①](#)）、一方で業務用については、構成割合及び事業者数において、製造業が減少する傍らサービス業が大きく伸展するなど、水需要の動態にも大きく影響する産業構造上の変化が顕著となっている（[参照①](#)）。

グラフ① 家事用 世帯人員の変化



参照① 業務用 産業構造の変化

滝川市内の産業構造が変化

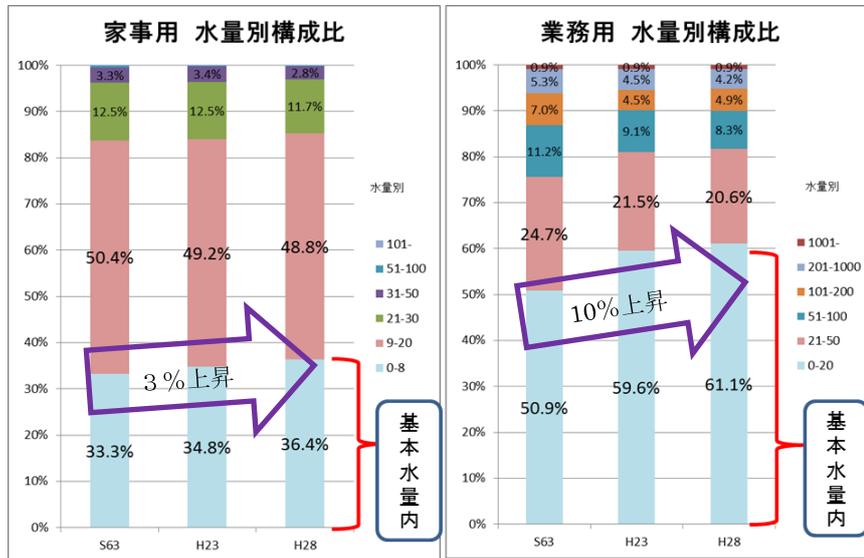
経済センサスデータより、26年前の全産業の事業所数が 2,923（平成3年度）から 2,033（平成26年度）に 890 減少している。

そのうち、製造業については、106（3.6%）から 67（3.3%）へ 39 事業所減少。

サービス業については、847（29.0%）から 1,009（49.6%）へ 162 事業所増加しており、全産業の約半数を占めている。

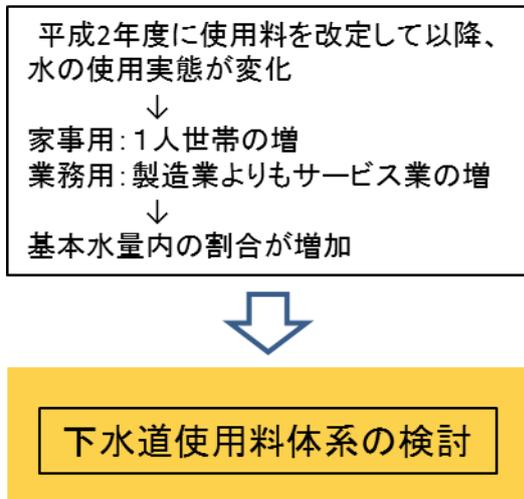
実際、データの上からも、基本水量以下の使用者の割合が前回使用料改定時に比べてそれぞれ家事用が3ポイント、業務用が10ポイント以上も上昇するなど、使用料体系の再構築を考える上で看過できない要因変動がみられる。（グラフ②）

グラフ② 水量別の件数構成比の変化



そこで、使用料体系の見直しそのものの可否を考えたときに、そもそも現行の使用料体系の開始からこれまでの時間経過のなかで、社会全体としてのトレンドが様々な点で大きく移ろっていることが明らかであり、むしろこうした変化を黙過し、適正な下水道使用料体系構築への是正の努力を怠ることがあってはならないと考え、今回の下水道使用料体系の見直しについてはこれを妥当とするものと判断したところである。(参照②)

参照② 使用料体系検討の必要性



なお、今後に向けては、そのときどきの下水道事業の経営状況や社会情勢等の変化に対応できるよう、例えば国が下水道使用料見直しの標準的なサイクルとして提示する5年ごとを目途とするなどして定期的でかつ開かれた検証を行い、適切な使用料体系の構築に努められるよう求めるものである。

2 使用料体系見直しの方向性及び内容について

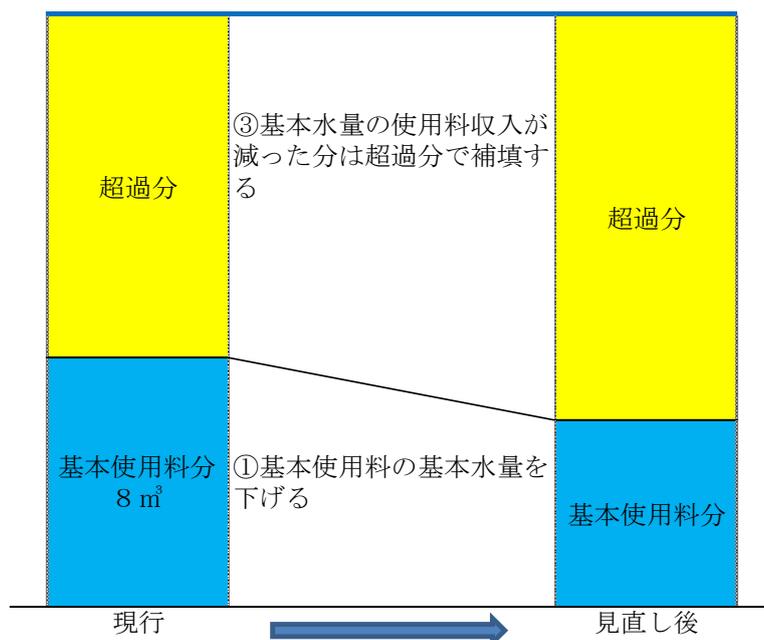
(1) 見直しの方向性

今回の下水道使用料体系の見直しに当たって、各使用者の使用水量の動向に着目したところ、家事用及び業務用いずれについても、前回改定時と比較して、基本水量以下の使用者の割合が増加しており、さらには、そのなかで使用水量別の構成においても、より水量の少ない区分へとシフトしている傾向が読み取れるところである。その結果として、使用水量が恒常的に基本水量を下回る使用者の割合も増加していることが窺えるところであり、そうした状況を加味した基本水量への見直しを含め、既述した様々な変化に適切に対応できるような使用料体系の見直しが求められるところである。

もちろん、当該見直しによって急激な負担増や新たに負担者間の著しい不公平等を生じることがないように十分に配慮が尽くされる必要があり、そうしたことを鑑み、現行の体系と同様に、基本水量（料金）と超過料金を併用した枠組みによる使用料体系の再構築がより妥当と考えるところである。（参照③）

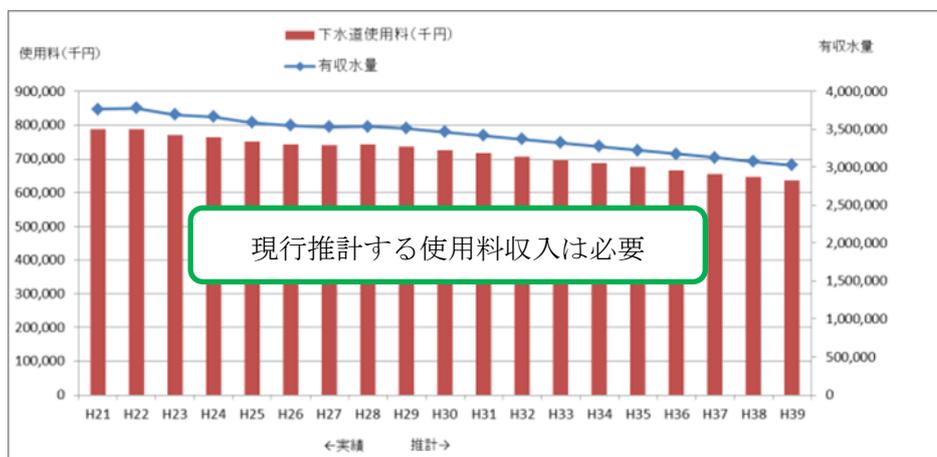
参照③ 使用料体系の見直しの考え方

②現行の使用料収入を維持する



一方で、下水道事業にとって経営収支の安定化、とりわけ使用料収入の確保は、最も重要な課題の一つであることから、使用料体系の見直しによっても、今後の滝川市の下水道事業に係る中長期的な経営収支の見通しの下で、見直しの前後において収入総額の維持が要求される場所であり、この度の使用料体系の見直しは、これらの諸条件の下で最適な使用料体系の再構築が進められるべきものと考えるところである。(グラフ③)

グラフ③ 使用料収入の推移



(2) 見直しの内容

未審議部分

3 見直しの時期

現行の使用料体系が内包する課題の解消に向けては、できるだけ早期に見直しを実現することが望まれるところではあるが、一方で新たな使用料の内容が決定、施行されるために必要なプロセスにも相応の時間を要することが見込まれ、例えば市議会における審議や決定内容の市民への事前周知、電算システムの改修等に必要な時間を考慮すると、現実的には平成31年度以降での施行を目指すことになると考えられる。その際、現時点で平成31年10月において消費税率の改定が予定されているが、それぞれに基づく使用料改定を別に施行し改定が二段階化されることになる場合、事務の煩雑化や電算システムの改修経費の増嵩といったことのほかに、利用者にとって短期間において二度の値上げが実施されたかのような誤解や混乱等を招く恐れも想定されることから、消費税率改定の動向を見据えた上で施行時期を一本化されることが望ましいと考える。

4 その他

下水道事業は、多くの市民や事業者等が使用者の立場から関与している事業であり、そうした使用者からの信頼の下での使用料収入の支えによって成り立つ事業であることを踏まえ、これら使用者からの理解を得ることは下水道事業の安定的な推進において不可欠な要素であることから、市としてはそのための最大限の努力を尽くすことが求められるところである。

については、仮に下水道使用料の改定を行おうとする場合には、当該改定が決定に至った背景や改定の必要性、当該改定によって改善される効果や見込まれる収支状況等を、一般市民の目線から、平易な言葉や視覚的に理解しやすい図解などを交えながら、幅広く様々な手段、機会を通じて、丁寧な説明に努めることを要請するものである。

滝川市営事業等調査審議会委員名簿

(敬称略)

| | 氏 名 | 所 属 団 体 等 |
|-----|---------|--------------------|
| 会 長 | 佐 野 博 之 | 國學院大學北海道短期大学部 教授 |
| 副会長 | 齊 藤 博 朗 | 滝川市町内会連合会連絡協議会 副会長 |
| 委 員 | 居 林 俊 男 | 滝川商工会議所 専務理事 |
| 委 員 | 木 村 浩 己 | 江部乙商工会 副会長 |
| 委 員 | 堀 田 秀 樹 | 連合北海道滝川地区連合会 会長 |
| 委 員 | 松 尾 朋 哉 | 滝川青年会議所 理事長 |
| 委 員 | 秋 保 悦 子 | 滝川消費者協会 副会長 |
| 委 員 | 白 木 正 博 | たきかわ農業協同組合 常務理事 |
| 委 員 | 中 村 京 子 | 利用者代表 |

滝川市営事業等調査審議会 審議経過

| 開催年月日等 | 開催場所 | 審議内容 |
|--------------------------------|----------------------|---|
| 第 1 回 平成 29 年 7 月 26 日 (水) | 滝川市役所 6 階 601 会議室 | 下水道事業の現状分析 下水道事業概要・公営企業会計制度 財政収支の現状 |
| 第 2 回 平成 29 年 8 月 31 日 (木) | 滝川市役所 3 階 301 会議室 | 前回審議会の振り返り・課題 財政収支の見通し |
| 第 3 回 平成 29 年 9 月 26 日 (火) | 滝川市役所 6 階 601 会議室 | 下水道使用改定案の考え方 下水道使用料改定案 |
| 第 4 回 平成 29 年 10 月 31 日 (火) | 滝川市役所 3 階 301 会議室 | 下水道使用料改定案 地下水認定基準の変更 使用料体系の見直しの時期 |
| 第 5 回 平成 29 年 11 月 27 日 (月) | 滝川市役所 8 階 大会議室 | 下水道使用料改定案 答申書 (案) について |